

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第9号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 都市公園及び海浜緑地の遊具・柵の安全対策に関する事務

所管所属：建設局

通知を受けた日：令和6年4月22日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	日常点検頻度の意思決定について改善を求めたもの 日常点検頻度を年3回とすることに決められたが、意思決定の手続がされないまま運用していた。 【指摘事項】 建設局は、公園施設の利用状況や地域の特性等の実態を踏まえて、都市公園の遊具・柵の安全が確保できる適切な日常点検頻度を決定し、公園施設維持管理計画及び公園施設安全管理要領（以下「安全管理要領」という。）の改訂について意思決定した上で、それに基づき点検を実施すること。	遊具、柵の安全が確保できる適切な日常点検頻度（年3回）について、令和6年2月29日に公園事故防止検討会（公園事務所、公園緑化部）において、監査指摘事項の内容確認と職員に対する周知を実施。令和6年3月13日に公園事務所長会にて内容を再度確認。公園施設維持管理計画を令和6年3月22日に改訂し、令和6年3月25日にホームページを更新。公園施設安全管理要領を令和6年3月26日に改訂し運用している。	措置済	令和6年3月26日
2	安全管理要領の内容変更の意思決定について改善を求めたもの 日常点検及び定期点検の事務処理について、点検記録表の決裁を安全管理要領に基づかない、区単位ごとにまとめて決裁するというルールの見直しがされていたが、安全管理要領は改訂されていなかった。 【指摘事項】 建設局は、安全管理要領の内容に変更の必要性が生じる事態が発生した際には、その内容を検証し、安全管理要領の改訂について意思決定した上で、それに基づき運用すること。	日常点検及び定期点検の点検記録表の決裁方法変更について、令和6年2月29日に公園事故防止検討会（公園事務所、公園緑化部）において、監査指摘事項の内容確認と職員に対する周知を実施。令和6年3月13日に公園事務所長会にて内容を再度確認。公園施設安全管理要領を令和6年3月26日に改訂し運用している。	措置済	令和6年3月26日
3	使用禁止遊具における情報提供について改善を求めたもの 不具合により使用禁止となった遊具について、「使用禁止中」の貼り紙の措置を講じた上で、市民からの問合せがあった際にその都度説明をしていたが、使用禁止期間等については掲示していなかった。 【指摘事項】 建設局は、遊具利用者に対し、不具合により使用禁止となった遊具の修繕予定について、適切に情報発信する仕組みを構築すること。	使用禁止となった遊具の修繕予定の情報提供方法（使用禁止理由・修繕予定日・問合せ先等を明示した貼紙でお知らせすること）について、令和6年2月29日に公園事故防止検討会（公園事務所、公園緑化部）において、監査指摘事項の内容確認と職員に対する周知を実施し、令和6年3月13日に公園事務所長会にて内容を確認し運用を開始した。	措置済	令和6年3月13日